

# ご隠居だより

2024年3月12日  
火曜日  
第5号

## 戸籍法が改正されました 戸籍制度利用上の便宜を図る改正

さまざまな手続において必要となる戸籍証明書ですが、改正戸籍法施行までは、本籍地（戸籍の作成された市区町村）に向いて請求・交付を受ける必要がありました。しかし、今回の改正で最寄りの市区町村の窓口で請求（広域交付）できるようになりました。制度のメリットと注意点について説明したいと思います。

まずメリットについてご説明いたします。戸籍証明書等の広域交付冒頭で述べたとおり、これまででははじめに戸籍が作製された市区町村に対して



さまざまな負担を少しでも軽く、でも注意点には十分気を付けて。  
※施行までにいろいろと情報提供があると思います。



りません。それは戸籍がその市区町村にしかない（閉じられたシステムの中にある）からです。

では、なぜこの改正によって広域交付が可能になったかという戸籍のオンライン化によるものです。つまりこの市区町村から請求しても、目的の戸籍にたどり着くことができるようになったからです。

ただしそれによる注意点（後述します）も出てきます。

二 戸籍届時における戸籍証明書等の添付が原則不要  
婚姻届など本来の市区町村以外の窓口で申請が行えるようになります。

### その主な内容とは 何が便利になって注意点は何か？

三 マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略  
児童扶養手当の認定手続において、申請書と併せてマイナンバーを提示することにより、婚姻関係や親子関係などについて確認ができるため添付が不要となります。

四 戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略  
例えばパスポートの発給申請において、申請書とともに戸籍電子証明書提供識別符号を提示することにより、戸籍証明書等の添付が不要になります。

※戸籍（除籍）電子証明書提供識別符号とは？  
戸籍の存する市区町村が発行でき、英数字6桁の符号となっており、この戸籍（除籍）電子証明書提供識別符号を行政機関へ提出することにより、その行政機関が該当する戸籍

電子証明書を確認でき、戸籍謄本等の提出の省略が可能になります。この識別符号については各市区町村により異なりますので確認をしてください。

#### 注意点

いろいろ便利になってありがたいことが多いのですが、それに伴って以下の点に注意が必要です。  
戸籍にふりがなが記載

オンライン化に伴い、検索が容易であることが求められます。今まで住民票にはふりがながありませんでしたが戸籍にはふりがなが必要とされてきました。

つまり漢字のみ記録されていてその方が何と呼ばれているかはわからなかったのです。漢字が同じでも読みが異なることもあるので、マイナンバーの確認情報を増やす目的があるようです。

（ご存じの通り）マイナンバーカードをめぐる紐付けなどでさまざまなトラブルがありました、そのため照合できる事項を増やしたかったのです。

※登録は来年5月（予定）の施行後に戸籍に記載されます。方法はマイナンバーカードから市区町村の窓口（案内により郵送も可）で1年以内に届け出るようになっていきます。届けない場合は、住民票の記載がそのまま転記されます。